

第57回関東社会人サッカー大会要項

1. 名 称 第57回関東社会人サッカー大会
2. 主 催 一般社団法人関東サッカー協会 関東社会人サッカー連盟
3. 主 管 公益社団法人千葉県サッカー協会 千葉県社会人サッカー連盟
4. 協 賛 株式会社モルテン
5. 開催期日 2023年11月3日（金）・4日（土）・5日（日）・18日（土）・19日（日）
6. 競技会場 ゼットエーオリピスタジアム
市原スボレクパーク
姉崎サッカー場
フクダ電子スクエア
JFA夢フィールド千葉県フットボールセンター
7. 参加資格

（公財）日本サッカー協会に加盟登録した第1種登録チーム（準加盟チーム含む）（但しJ1、J2、J3リーグ、JFL、大学連盟、高専連盟に加盟したチームを除く）で、都県第1種社会人リーグの結果により選出されたチームであること。また、次の資格を有するものに限る。

※当該年度に同系列・同一母体のチーム（サブチーム、サテライトチーム、同一大学チームなど）が既に関東社会人リーグに1チーム所属している場合は、本大会への2チームの参加は認めない。

関東社会人リーグに2チーム所属している場合は、本大会への参加は認めない。

 - (1) 本年度の加盟登録を完了し、会費納入済みであること。
 - (2) 本大会の参加費の払い込みと参加申込が完了していること。
 - (3) 参加選手は、2023年8月31日までに登録を完了している選手であること。
※選手登録の承認日が2023年8月31日までの選手であること。
 - (4) 参加選手は、他のチームと二重登録されていないこと。
 - (5) 外国籍の選手は、（公財）日本サッカー協会に外国人登録を行った上で1チームにつき3名まで登録できる。但し、「JFAのプロ選手の契約登録および移籍に関する規則」の条件に該当する場合はこの3名を超える登録を可とするが、その場合でも外国籍選手の登録は5名を超えてはならない。（準加盟チームは除く）なお同時に試合に出場できるのは3名までとする。
 - (6) （公財）日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームに所属する選手の移籍手続きを行うことなく本大会に参加させることができる。対象はシニアおよび2種カテゴリーの登録選手とし3名までエントリーを認める。なお同時に試合に出場できるのは3名までとする。
8. 大会開催方法

本大会は次により実施する。

 - (1) 本大会は下記区分の地域により選出された16チームによって行う。
 - (2) 各都県社会人サッカー連盟の選出すべき代表チーム数は次のとおりとする。

• 茨城県社会人サッカー連盟	1チーム
• 栃木県社会人サッカー連盟	1チーム
• 群馬県社会人サッカー連盟	1チーム

埼玉県社会人サッカー連盟	4 チーム
千葉県社会人サッカー連盟	2 チーム
神奈川県社会人サッカー連盟	2 チーム
山梨県社会人サッカー連盟	1 チーム
東京都社会人サッカー連盟	3 チーム
開催地社会人サッカー連盟（千葉県）	1 チーム

9. 試合方法

- (1) 前項の地域により選出された 16 チームによって、トーナメント方式で、優勝、準優勝、を決定する。
- (2) 試合時間は 90 分間とする。ハーフタイムのインターバルは 15 分間確保とする。
勝敗が決しない場合は、PK方式により次戦進出チームを決定する。
但し、準決勝及び決勝については前、後半 10 分—10 分の延長戦を行い、なお決しない場合はPK方式により次戦進出チーム（決勝戦は優勝・準優勝）を決定する。
- (3) 悪天候・落雷の予兆等により試合の継続が不可能な場合は、試合を一時中断もしくは中止する。
※試合を行わず中止の場合は、抽選にて次回戦進出チームを決定するがブロック決勝については再試合とする。再試合の日程は関東社会人サッカー連盟が決定する。
- ア. 試合の中止および中止は主審の判断による。主審が雷鳴に気づかない場合はマッチコミッショナーが審判員に中断および中止勧告を行う。
- イ. 試合の中止は最長で 1 時間とする。中断が連続して 1 時間を超えた場合にはその試合を中止とする。
- ウ. 危険性がなくなると判断された後には速やかに試合を再開すること。
- エ. 中止の場合で得点差がある場合は試合成立とする。
同点の場合は抽選にて次回戦進出チームを決定する。

10. 競技規則

- (1) 大会実施年度の（公財）日本サッカー協会競技規則（2023／2024）による。
- (2) チームが試合時間に遅れた場合は、いかなる理由があろうとも不戦敗扱いとする。
- (3) 1 チームの登録は、41 名までとし、（役員 11 名・選手 30 名以内）を最大とする。
参加申し込みした最大 30 名の選手の中から、各試合メンバー提出用紙に提出時に選手最大 18 名を選出する。ベンチ入りする役員については参加申し込みした、最大 11 名の中より 6 名を選出する。但し、監督が選手として出場する場合は、これに含まれていなければならない。なお、役員のうち 1 名は監督を参加申し込み時に記載する事。
- (4) ベンチに入る人の数は、役員 6 名以内と交代要員 7 名以内の計 13 名以内とする。
- (5) 選手交代は、試合の前後半を通じて 5 名に限り他の選手と交代することができる。
(交代回数は、ハーフタイムを除き 3 回までとする。)
この交代選手は、出場選手リストに交代要員 7 名以内の氏名・背番号をあらかじめ記入提出された中からでなければならない。
ただし、延長戦時は追加で 1 名+1 回の交代回数の追加が認められる。（それまでにすべての交代要員を使い切っていない場合でも追加が認められる。）
- (6) 試合時には必ず（公財）日本サッカー協会発行の 2023 年度の登録選手一覧を試合前に提示すること。不測の事態の場合は、電子機器での確認も可とする。（写真があること）

- (7) 選手は大会参加申込書にエントリーされ、かつ大会出場チーム名で承認されていることを確認できる登録一覧を持参することにより出場できる。(8月31日迄に登録完了選手とする)
- (8) 試合開始の最少人数は、7名とする。但し途中の退場処分や負傷によりフィールドへの復帰不可能で競技者が7名未満となった場合、試合は中止され当該チームは不戦敗とする。
- (9) テクニカルエリアを設置する。競技中チーム役員1名がテクニカルエリアから戦術的指示を与えることができる。

11. 懲 罰

- (1) 本大会とそれに繋がる都道府県大会(その他の地域予選大会を含む)は懲罰規定上の同一競技会とみなし、都道府県大会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分は本大会において順次消化する。
- (2) 本大会とそれに繋がる都道府県大会(その他の地域予選大会を含む)は懲罰規定上の同一競技会とみなすが、都道府県大会での累積警告は本大会に影響を及ぼさない。
- (3) 本大会期間中に警告を2回受けた選手・チーム役員は、直近の本大会1試合に出場出来ない。なお、本大会期間中に科せられた警告の累積は他大会には影響を及ぼさない。[懲罰規程〔別紙2〕第2条3項] 参照]
- (4) 本大会において退場を命じられた選手・チーム役員は、自動的に直近の本大会1試合に出場出来ず、それ以降の処置に付いては規律委員会に於いて決定する。[懲罰規程〔別紙2〕第4条] 参照]
- (5) 本大会において他大会等の出場停止処分を消化する場合は、事前に書面にて大会事務局まで提出しなければならない。[懲罰規程〔別紙2〕第6条] 参照]
- (6) 出場停止処分を受けた者は、懲罰規程〔別紙2〕第3条の通り、試合が終了するまで制限される区域には立ち入る事は出来ない。
- (7) 本大会は(公財)日本サッカー協会「司法機関組織運営規則」に則り、大会規律委員会を設ける。委員長は関東社会人サッカー連盟理事長とし、委員については委員長が決定する。[懲罰規程第3節・第25条]
- (8) 本大会の規律問題は、(公財)日本サッカー協会「司法機関組織運営規則」に従い、大会規律委員会が処理しなければならない。[懲罰規程第3節・第25条]

12. 参 加 申 込

- (1) 各都県の代表チームは、(公財)日本サッカー協会WEB登録システム「KICKOFF」にて必要事項を入力の上、参加申込手続きを行うこととする。また「プライバシーポリシー同意書」を大会事務局へ送付、もしくはスキャンデータを電子メールで送信すること。
申込期限：2023年10月11日（水）15:00
- (2) 大会プログラム購入依頼書兼申込書、チーム紹介及びチーム集合写真、予選経過報告書、出場停止選手（各都県連盟確認後）は、プログラム作成のため、電子データをE-mailで、10月11日（水）までに、大会事務局にメールで報告すること。
- (3) 申込先及び問合せ先

送付先 第57回関東社会人サッカー大会事務局

〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-9-16 大樹生命千葉中央ビル1F

公益社団法人 千葉県サッカー協会（社会人連盟）

メールアドレス：shiro.kamiyama@live.jp

※申込書提出後の選手エントリー等の変更は一切認めない。ただし、役員の変更は可能とする。

役員の変更は、10月30日（月）18時までに、大会本部あてに、所定の様式でメールにて届け出る事。

13. 諸 注 意

- (1) 試合開始90分前に運営本部にてメンバー表提出（1部）及びユニフォーム決定を実施する。
その際選手証を併せて提出すること。（2回戦以降は選手証提出の必要はないが、試合中に疑義が生じた場合は選手証提出を求めるのでかならず携行すること。）
- (2) 試合開始70分前にマッチコーディネーションミーティングを実施する。マッチコーディネーションミーティングには、必ず、監督とチーム代表者かスタッフ1名の計2名が参加すること。（監督は必須）
- (3) 参加チームの正副ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ストッキング）は、異色のものを用意すること。（（公財）日本サッカー協会「ユニフォーム規程」に準じていること）
- (4) 背番号は、参加申込書に登録された選手固有の番号を付けること。
なお、当て布で背番号を変更する場合は、「同色の当て布と同色の背番号」、又は「白い当て布に黒の背番号」で周囲をすべて縫いつけたもののみ認める。
- (5) 登録のユニフォームと異なる色のものを着用している選手は、出場を認めない。
また、試合では控えのGKをエントリーすることを原則とするが、何らかの事情によりGKの控えがない場合は、試合当日のマッチコーディネーションミーティングにおいて、審判団と交代GKのユニフォーム着用について確認する。その場合、必ず交代ゴールキーパーとして出場するフィールドプレーヤーの背番号がついたユニフォームを用意するか、背番号がつけられる状態（当て布）のGKユニフォームを用意すること。（交替GKのユニフォームが準備できない場合も確認する）
- (6) ソックスの上にテープやバンテージを巻く、あるいは、アンクルソーター等を着用する場合は、そのテープ等の色はソックスの色と同系色とする。

14. 参 加 費

- (1) 大会参加費50,000円は、参加申込と同時に10月11日（水）までに、下記口座に振込むこと。
金融機関 常陽銀行 本店営業部
口座番号 普通預金 3832366
口座名義 関東社会人サッカー連盟 会計 斎藤憲夫（サイトウ ノリオ）

15. 組 合 せ

- (1) 関東社会人サッカー連盟常任理事会で決定する。

16. 代表者会議兼開会式

日時：2023年11月3日（金）17:00～18:00（予定）
場所：市原マリンホテル
〒290-0081 市原市五井中央西2-22-8
TEL：0436-21-5119

17. 表 彰

- (ア) 優勝及び準優勝チームには賞状及びトロフィーを授与する。
- (イ) 3位チームには、賞状を授与する。（3位決定戦を行わない場合は、この限りでない）
- (ウ) 準決勝まで勝ち残ったチームの中から選考により、フェアプレー賞を授与する。

18. 費用・保険

- (1) 大会参加に要する費用は、全額参加者負担とする。
- (2) 主催者は、参加者の負傷または、疾病の応急処置以外、一切責任を負わない。
- (3) 参加者は、健康保険証を持参し、スポーツ傷害保険に加入していることが望ましい。

19. その他

- (1) 優勝チーム・準優勝チームは、JFLと関東リーグ1部・2部の結果により無条件又は入れ替え戦により、翌年度の関東リーグ2部に参加する義務を負う。
- (2) 参加資格に疑義がある場合は、あらかじめ所属都県社会人サッカー連盟の意見を求めることとし、なお疑義がある場合は関東社会人サッカー連盟常任理事会がこれを裁定する。
- (3) 参加チームの代表者は、大会期間中の所在を大会事務局に連絡すること。
- (4) 大会期間中の宿泊等については、各チームの責任で確保すること。
- (5) 不測の事態が起きた場合は、競技委員長が決定する。
- (6) 本大会開催前の各都県での公式試合で懲罰処分が未消化の選手及び役員がいる場合、各都県社会人サッカー連盟にて必ず懲罰処分報告書または、通告書の写しを大会事務局に提出をすること。
なお、該当者がいない場合も必ず連絡をすること。
【提出及び連絡期限】10月11日（水）までにお願いします。

以上